科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 5月 31 日現在

機関番号:34416

研究種目:若手研究(B) 研究期間:2008 ~ 2010

課題番号:20730003 研究課題名(和文)

権威主義的人格傾向が司法の市民参加に及ぼす影響についての研究

研究課題名 (英文)

A study on the effect of authoritarian personality on the civic participation in the justice system

研究代表者 藤田 政博 (FUJITA MASAHIRO)

関西大学・社会学部・准教授

研究者番号:60377140

研究成果の概要(和文):

1950 年代以降の権威主義的人格傾向に関する社会心理学的研究をフォローした上で、日本ではほとんど用いられていなかった 1980 年代の研究で作られた新尺度を日本語化するとともに、司法への参加に対する社会的態度との関連性を明らかにした。それと同時に、Big Five 等の基本的人格傾向と権威主義的人格傾向の関連、架空のシナリオによる刑事裁判の判断や模擬評議中の行動との関連性を明らかにすることができた。

もちろん、それぞれ数回の調査研究では言えることは限られているが、権威主義的人格傾向 と司法への参加に関して新たな地平を切り開き、今後の検討において確かな礎を築くことがで きた。

研究成果の概要(英文):

Through conducting this research project, the grantee followed the series of social psychological studies on authoritarian personality after 1950's, made Japanese translation of the Right Wing Authoritarian personality which has been developed in the 1980's but not known in Japan, and revealed the relationship between those personality scales and the social attitudes towards civic participation in the justice system. And the grantee shed some light on the relationships between basic personality traits like Big Five and authoritarian personality, and between judgments on some fictitious criminal cases, behavior during mock deliberation and authoritarian personality.

Of course, those results of the studies have limitations like other studies general in the discipline, but this project could hew a new way of understanding the authoritarian personality and the relationship between the personalities and social attitudes towards civic participation in the justice system, and build a firm foundation for future researches on those topics.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2009年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
2010 年度	1, 300, 000	390, 000	1, 690, 000
年度			
年度			
総計	3, 000, 000	900, 000	3, 900, 000

研究分野:基礎法学

科研費の分科・細目:法社会学

キーワード: 法社会学、権威主義、市民参加、裁判員制度、実験

1. 研究開始当初の背景

権威主義的人格は、社会学者のアドルノら に よっ て 指 摘 さ れ た (Adorno. Frenkel-Brunswik, Levinson, & Nevitt Sanford,1950)。これは、戦間期~第二次世 界大戦期に、ナチス・ドイツ等において、フ アシズムを支えるような人々がなぜ出てき たのかを社会心理学的に明らかにする研究 であった。権威主義的人格傾向の強い人々は、 現代の産業社会で個人主義的価値基準を重 視しながらも「すべての他者に一心同体化し た存在でなくなることへの恒常的な恐怖に 駆られているのであり」、力と権威に盲従し てゆく。このことが指摘された当時、その人 格傾向の内容および生成過程に大きな関心 が払われた。日本においても、権威主義的人 格についての尺度開発(原谷,1959;与那嶺=東 江.1965)や調査による測定等が行われた。

このような人格傾向を持った人物は自他 への不信や敵意(Ray, 1980)をもつために、司 法への市民参加などの民主主義的制度に反 する社会的態度をもつと予想される。実際に、 陪審の意思決定への権威主義的人格の影響 に関する研究によると、権威主義的人格傾向 の強い陪審員は有罪決定や重い刑罰の決定 をする傾向がある (Bray & Noble, 1978; Narby, Cutler, & Moran, 1993 等)。 日本では 永らく陪審制度が停止されていたこともあ り、市民の意思決定との関係は調査されず、 社会的属性(斎藤,1981)や社会的態度との関 連が探られた。多くの研究では人格研究の主 要要素と捉えることが主流であった(藤 永,1991)。司法との関連では、「法意識」と F スケールとの関連が調査された(河合=加 藤,2003参照)。しかし、これは伝統的な法意

識研究の文脈で「法意識」と F スケールの関 連の有無等を中心に社会調査データから検 討されたものである。そのため、市民参加と の関連を明確に意識して明らかにしようと したものとは傾向を異にする研究であった。 権威主義的人格はまた、市民が自己のうちに 「積極的自由」に基づく態度を醸成し、かつ それを実践することを否定すると考えられ る。なぜなら、積極的自由には、自らの社会 は自らの手で支えているという社会的態度 と、同時にそれを実践することが含まれるか らである。そして、この積極的自由に相応す る成熟した民主的な市民が育成されること が、民主的司法参加の重要な役割であるとル ソーやトクヴィルによって考えられた(池 端,1989)。以上からすれば、権威主義的人格 は司法への市民参加に対する重要な障害と なる可能性がある。しかし、両者の関係につ いて自覚的・体系的な経験的研究は従来ほと んど見られなかった。日本において、裁判員 制度という、司法への市民参加の重要な制度 が導入されつつある現在、権威主義的人格と、 積極的自由の達成のために育成される人格 諸特性間の関係を明らかにすることが必要 であると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、市民の権威主義的人格傾向が、司法への市民参加にどのような影響があるかについて明らかにすることを目的とする。 具体的には、(1)権威主義的人格傾向と市民参加に関連する、学術的背景の調査・測定方法の改良を行い、(2)質問紙実験を用いて、権威主義的人格傾向と司法への市民参加に関する社会的態度の関連を探り、(3)模擬評 議の実験を通じ、権威主義的人格傾向と評議 中の行動の関係を明らかにする。

その際に、単に権威主義的人格傾向と社会的態度・行動との関連を検討するのみでなく、それらの間を媒介する媒介変数の発見に努める。これによって、単に「権威主義的人格傾向を持った人物は市民参加に否定的だ」等の知見を導く、単純な相関研究や実験研究を超えて、人格傾向間の相互関係とメカニズムを明らかにする。また、よりよい市民参加のために、説示や制度の説明等でどのような点に重点を置けばよいか等の具体的方策を導くことが可能になるだろう。

本研究は、申請者が行っている裁判員制度に関する一連の研究のうち、特に参加者の個別的心理傾向に焦点を当てたものである。これによって、評議運営方法の開発に関する研究等の他の研究では捕捉できない、人格傾向に関する知見を補う。また、本研究は、人間の個別的心理傾向と民主主義的司法制度の実現の関係について、実証的証拠に基づきながら哲学的考察を行う際の示唆を得ることを目的とする。以上から本研究は、市民参加制度の導入の意義の根本に関して取り扱うものであり、思想的意味において関連研究の根幹的研究であると位置づけられる。

3. 研究の方法

まず、権威主義的人格に関する内外の先行研究調査、測定方法の調査を行う。これによって、権威主義的人格が指摘された背景と民主社会との関係、さらに権威主義を測定する具体的な質問項目を明らかにする。権威主義的人格の下位特性と測定方法の調査を行う。下位特性の理論的性格から新規に測定項目を考案する。測定指標で文言が古くなっているものは更新する。加えて、権威主義と関連

すると思われる心理測定指標を幅広く収集 する。具体的には、公正世界仮説、法意識、 規範意識、手続的正義、他者への一般的信頼、 政治的態度等に関する項目が考えられる。

次に、質問紙実験を行い、権威主義や他の 関連指標のスコアと司法への市民参加、被告 人の処罰の重さ等の関連の有無と程度を調 査する。権威主義的人格傾向の下位特性や他 の指標の関係を明らかにする。さらに、権威 主義的人格傾向を持った者は、司法への市民 参加のどの側面に対して否定的でどの側面 を肯定的に捉えうるのかを明らかにする。

さらに、権威主義的傾向の強さを予め測定 した被験者に模擬評議を行わせ、評議中の発 言や意思決定と、権威主義及びその下位特性 との関係を明らかにする。以上の質問紙実験 と模擬評議の実験では、権威主義と行動指標 の間の媒介変数を発見することに努め、権威 主義とその関連行動のメカニズムの解明に つながる知見を得、民主的司法参加の意義を 考察することを目標にする。

4. 研究成果

まず、裁判員制度が日本においてどのように実施されるか調査した上で、研究方法の第1で目標として掲げられた先行研究調査、測定方法調査を行った。その結果、アドルノ以降の権威主義的人格傾向に関する文献を収集するとともに、1980年代以降に新たに開発されたRWA(Right Wing Authoritarian)尺度および関連尺度を収集した。

裁判員制度の実施状況の予想については 2008年の学会発表で報告し、文献研究の結果 は2008年の慶應法学で論考として発表した。

加えて、権威主義的人格傾向に関する尺度 の日本語訳を用いた質問紙調査を行い、まず は権威主義的人格傾向の尺度の信頼性を確 認した。この結果は 2008 年の日本心理学会 で発表するとともに、2009 年の図書 3 件で報 告した。

2009 年度は上記データの分析を引き続き 行うとともに、一般対象のインターネットに よる調査を行った。この調査では権威主義的 人格傾向に関する尺度、RWA に関する尺度、 社会的格差に関する尺度、Big Five 尺度、司 法への参加傾向等と同時に回答を求め、これ らの人格尺度の相互の関連性および妥当性 を明らかにするとともに、それらと司法への 参加に対する社会的態度との関連性を明ら かにした。

他の裁判員制度関連の研究をしている研究者と共に日本心理学会でのワークショップで報告するとともに検討を深めた。

加えて、この年度には3名グループで模擬 評議を行わせ、その結果と評議過程の分析を 行うという実験を行った。この実験では、グ ループを構成する3名の各人員に配布する事 件シナリオを操作して情報の差を系統的に 発生させ、情報の差が評議に与える影響を検 討するとともに、それらが権威主義的人格傾 向とどのように関連するかを明らかにした。

また、評議についての事例研究が Zeitschrift fuer japanisches Recht に掲載された。

2010 年度は、2009 年度末に行った実験の 分析結果をそれらについての検討結果をシ カゴにおいて学会発表するとともに、直ちに 論文化して当該年度中に *International Journal of Law, Crime, and Justice* で公刊された。

また、RWA の日本語訳を作成した。この日本語訳をもとに一般対象の調査を行い、調査結果を日本心理学会で報告した。これらの日本語訳を含む質問項目、加えて架空のシナリオによる質問紙実験をオンラインで一般人対象に行った。

これらの研究成果を着実に積み重ねるこ

とで、1950 年代以降の権威主義的人格傾向に 関する社会心理学的研究をフォローした上 で、日本ではほとんど用いられていなかった 1980 年代の研究で作られた新尺度を日本語 化するとともに、司法への参加に対する社会 的態度との関連性を明らかにした。それと同 時に、Big Five 等の基本的人格傾向と権威主 義的人格傾向の関連、架空のシナリオによる 刑事裁判の判断や模擬評議中の行動との関 連性を明らかにすることができた。

もちろん、それぞれ数回の調査研究では言えることは限られているが、権威主義的人格 傾向と司法への参加に関して新たな地平を 切り開き、今後の検討において確かな礎を築 くことができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

Fujita, Masahiro, & Hotta, Syugo (2011). The effect of presiding role and information amount differentials among group members on group decision making: Deliberation processes, final decisions, and personality. *International Journal of Law, Crime, and Justice*, **38**, 216–235. (査読あり)

Fujita, Masahiro (2009). Necessary condition of active civic participation: An anecdotal study on communication networks of two mock mixed jury trials. Zeitschrift fuer japanisches Recht (Journal of Japanese law), **14**(27), 91–104. (査読なし)

藤田政博(2008). 裁判員制度導入の意義と権威主義的パーソナリティ―民主的司法参加とパーソナリティの関係についての考察のために

- 慶應法学 〔慶應義塾大学法科大学院〕, 11,327-365. (査読なし)

〔学会発表〕(計6件)

<u>Fujita, Masahiro,</u> & Hotta, Syugo (2010). The effect of amount of information and power on mixed jury deliberation: Do professional judges always call the shots? Paper presented in the 2010 Annual Meeting of Law and Society Association, held at Renaissance Hotel, Chicago, Illinois, USA, May 27.

藤田政博(2010). 権威主義的パーソナリティと司法参加:司法への態度とF 尺度およびRWAとの関連の検討,ポスターセッション,日本心理学会第74回大会,大阪大学豊中キャンパス(大阪府豊中市),9月20日.

藤田政博(2010). 裁判員制度における判定-集団意思決定の観点から(セッション1・「揺れる法廷?—裁判員制度における<判定>」), 口頭報告,日本記号学会第30回大会,神戸大学六甲台キャンパス(神戸市灘区),5月8日.

藤田政博・サトウタツヤ(2009). 裁判員裁判を めぐる法心理学, ワークショップ企画, 日本心 理学会第73 回大会, 立命館大学衣笠キャンパ ス(京都市北区), 8 月26 日.

藤田政博・岡田悦典・仲真紀子・山崎優子(2008). 権威主義・集団主義と司法制度に対する態度 との相関研究, 個別研究報告(ポスター), 日本 心理学会第72 回大会, 北海道大学札幌キャン パス(札幌市北区), 9月20日.

<u>Fujita, Masahiro</u> (2008). Saiban-in seido: The new Japanese jury system. Paper presented in the 5th

Dutch-Japanese Law Symposium, held at Gakushuin University Law School, Toshima-ku, Tokyo, Japan, September 14.

[図書] (計3件)

藤田政博(2009). 権威主義的パーソナリティと 裁判員制度 岡田悦典・藤田政博・仲真紀子 (編) 裁判員制度と法心理学 ぎょうせい, pp. 71-81.

藤田政博(2009). 裁判員制度研究の動向2-心理学に関連する文献を中心に 岡田悦典・藤田政博・仲真紀子(編) 裁判員制度と法心理学ぎょうせい, pp. 44-57.

藤田政博(2009). 権威主義的・集団主義・社会的勢力認知尺度と司法制度に対する態度 太田勝造・フット, ダニエル・H・濱野亮・村山 真維(編) 法社会学の新世代 有斐閣, pp. 123-159.

〔その他〕 ホームページ等

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

藤田政博(FUJITA, Masahiro) 関西大学・社会学部・准教授 研究者番号:60377140

(2)研究分担者 なし ()

研究者番号:

(3)連携研究者 なし ()

研究者番号:

以上